

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	建築基準法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	住宅局建築指導課	電話番号: 03-5253-8513 e-mail: kenshi@mlit.go.jp
評価実施時期	平成25年2月26日	
規制の目的、内容及び必要性等	東日本大震災においては、大規模空間を有する建築物において天井の脱落被害が多数生じ、また、エスカレーター等の脱落被害が複数生じたこと等から、建築物等のさらなる安全性を確保するため、これらの脱落防止等のための具体的な構造方法等を定めるものである。	
	法令の名称・関連条項とその内容	建築基準法第3条第2・3項、第20条、第36条、第86条の7第1項及び第88条第1項 建築基準法施行令第36条、第39条、第81条、第82条の5、第129条の2の4、第129条の4、第129条の11、第129条の12、第137条の2及び第144条
想定される代替案	強制力のある法律等に基づく規制ではなく、国が、大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等の脱落防止等について、指針を策定し、当該指針において、その構造について、具体的な構造方法等を定めることにより、脱落防止等に係る措置の普及の促進を図る。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	建築主にとって、建築費用が増加する可能性がある。
	(行政費用)	特定行政庁等における確認検査業務において、審査内容の増加に伴い審査コストが増加する可能性がある。
(その他の社会的費用)	特になし。	同左
規制の便益	便益の要素	
	新築建築物等について、本規制案を導入することにより、大規模空間を有する建築物の天井や、エスカレーター等の脱落防止等に係る措置が確実に行われるようになる（当該規制に従っているかどうかについては、建築基準法に基づく建築確認検査において確認される仕組みとなっている。）ことから、地震等に対する建築物等の安全性の向上に資するものである。	強制力を持たないものであることから、必ずしも指針が遵守されないことにより、地震時において国民の生命及び身体が危険にさらされるおそれがあり、その効果は限定的であると考えられる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	地震時に天井及びエスカレーター等が脱落する危険性等から国民の生命及び身体が守られることを勘案すると本規制案に伴う遵守費用及び行政費用は、社会的に受忍できる程度のものであると考えられることから、建築物の安全性の確保という目的に照らすと本規制案の方が代替案よりも優れているといえる。	
有識者の見解その他関連事項	中央防災会議 防災対策推進検討会議 最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～(平成24年7月31日) 第3章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～ 第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組 (2)被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援 ② 避難所等における生活 ○ 避難所となる学校施設等については、構造物の耐震化の推進とともに、天井材等の落下防止対策といった非構造部材の耐震化や電源確保を含めた防災機能の強化を促進すべきである。 なお、当該規制案に係る主な技術基準原案については、国土技術政策総合研究所に設置された外部有識者による建築構造基準委員会で審議されたものである。	
レビューを行う時期又は条件	平成29年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。	
備考		